

2 知的財産に関する最近の動向

平成26年に成立した特許法等の改正が平成27年4月1日に施行されましたが、職務発明制度の見直しを含む特許法等の改正が平成27年の国会で成立しました。また、平成27年3月には新たな特許情報検索サービスが開始されました。その主な内容を紹介します。

● 平成26年特許法等改正(平成27年4月施行)

特許法

特許異議の申立て制度

無効理由がある特許(本来特許にならないもの)に対して、その特許の取消しを申立てることができる制度が創設されました。特許公報が発行されてから6か月以内であれば誰でも申立てることができます。(4月1日以降に特許公報が発行されたものが対象)

商標法

新しいタイプの商標の保護制度

他国では既に広く保護対象となっている色彩や音といった商標を我が国における保護対象に追加されました。

● 平成27年特許法等改正(平成27年7月成立)

特許法

職務発明制度の見直し

現行の特許法では、職務発明の特許を受ける権利は発生した時に発明した従業者に帰属しますが、あらかじめ契約・規則等で定めておくことでその権利は使用者へ譲渡されます。

今回の改正では、あらかじめ契約・規則等で使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めておくことで、その特許を受ける権利は発生した時から使用者等に帰属します。なお、発明した従業者は相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有します。詳細は、特許庁のHPで確認してください。

特許法・商標法

特許料等の改定

- ・ 特許料(登録時および登録4年目以降各年に支払う料金)が10%程度引き下げられる。
- ・ 商標登録料が25%程度、更新登録料が20%程度引き下げられる。

● 新たな特許情報提供サービスの開始

平成27年3月23日より、これまでの検索サービス「特許電子図書館(IPDL)」にかわり、新たな特許情報提供サービスである「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」が開始されました。特許情報プラットフォームでは、検索サービスの機能の充実化、ユーザーインターフェースの刷新、「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標への対応などが行われました。特許をはじめとする産業財産権の公報および技術情報の検索、閲覧が可能です。



執筆者／近藤太勝